

狭山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年6月25日
狭山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

狭山市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、農林水産省農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年度)	1, 106ha	16ha	1.45%
3年後の目標 (平成32年度)	1, 076ha	7ha	0.65%
目 標 (平成35年度)	1, 046ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

平成29年度遊休農地面積16haから毎年度3haの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員及び推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ②農地パトロールは、利用状況調査の実施時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③農地所有者の意向を踏まえた相談や指導など、農地の利用関係の調整を行う。
- ④利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年度)	1,090ha	131ha	12.02%
3年後の目標 (平成32年度)	1,060ha	140ha	13.21%
目 標 (平成35年度)	1,030ha	149ha	14.47%

【目標設定の考え方】

平成29年度集積面積131haから毎年度3haの集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ①地域ごとの人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」の見直し等、地域における農業者等による話し合いの場に積極的に参加する。
- ②市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する農業者の農地等について、農地中間管理事業の活用を検討する。
- ③認定農業者制度の周知活動に努めるとともに、既存の認定農業者に再認定を促す。
- ④農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (経営面積)
現 状 (平成29年度)	0経営体 (0ha)
3年後の目標 (平成32年度)	6経営体 (3ha)
目 標 (平成35年度)	12経営体 (6ha)

【目標設定の考え方】

毎年度2経営体(1ha)の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農業協同組合等関係機関と連携して、参入希望者を把握し、就農相談への対応、農地のあっ旋、指導者の紹介等に努めるなど積極的に支援する。
- ②参入希望者の地域との受入条件を調整するとともに、参入後も継続的な支援に努める。